

第 1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

司法制度改革の下に始められた法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する法務省及び文部科学省の政策を対象としている。

2 政策を取り巻く環境変化等

司法制度改革の一環として、①法曹人口の拡大については、将来的な実働法曹人口が5万人となることを見込んで、平成22年頃には新司法試験の合格者3,000人を目指すという目標が設定され、また、②法曹養成制度の改革については、法科大学院を中核的な教育機関とし、法科大学院の教育、司法試験及び司法修習が有機的に連携したプロセスとしての法曹養成制度が創設された。

しかし、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度については、新司法試験の合格率が低迷し（平成23年は23.5%）、政府が掲げた法曹人口の拡大目標を達成するに至っていないこと（平成22年頃には司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指すとしたが、22年の新司法試験合格者数は2,074人、23年は2,063人）等を背景に、法科大学院志願者、すなわち、法曹を目指そうとする者の数が大幅に減少する等の状況にあり、現状のままでは、「質・量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹を確保する」という司法制度改革の理念が実現することは困難ではないかとの懸念が関係方面から示されている。

3 評価を担当した部局及びこれを実施した時期等

(1) 調査担当部局

総務省行政評価局：評価監視官（法務、外務、文部科学等担当）
管区行政評価局：北海道、関東、中部、近畿、中国四国、九州
四国行政評価支局
行政評価事務所：石川

(2) 実地調査時期

平成23年1月から24年4月まで

(3) 調査対象機関等

調査対象機関：法務省
文部科学省
関連調査等対象機関：最高裁判所
法科大学院：38校
日本弁護士連合会
単位弁護士会：22会
都道府県：18都道府県
市区：40市区
関係団体：経営法友会（注）

(注) 企業法務実務担当者の情報交換の場として、法人単位で企業内の法務担当者によって組織されている。

4 評価の視点

本政策評価は、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策について、法務省及び文部科学省の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

5 政策効果の把握の手法

本政策は、法科大学院、司法試験及び司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度により、質・量ともに豊かな法曹の養成を図り、もって、複雑高度化、多様化する法曹需要へ対応することを目的としており、政策効果としては、法曹人口の拡大及び法曹の質の向上という形によって発現すると考えられる。

以上のような認識の下、今回の評価に当たっては、次の手法を用いることとした。

(1) 実地調査の実施

司法制度改革の下に始められた法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する施策を所掌する法務省及び文部科学省のほか地方公共団体、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）、法科大学院等の関係団体を対象に、主に次の観点から実地調査を行い、各種施策が質・量ともに豊かな法曹の養成のために有効に機能しているかについて把握・分析した。

- ① 法曹人口拡大の実態及び法曹人口拡大による効果の発現状況（例えば、都道府県や市町村での法律相談活動等の活性化の有無、国民生活への影響等）
- ② 法曹養成に特化した教育を行う法科大学院を中核とし、法科大学院教育、司法試験及び司法修習を有機的に連携させた新たな法曹養成制度の整備状況及び制度改革の効果の発現状況（例えば、司法制度改革審議会意見書（平成 13 年 6 月）等で描かれたあるべき教育の理想との乖離等の有無、文部科学省の教育の質の向上を図るための改善方策の実施状況と効果等）

(2) 意識調査の実施

法曹関係者（法科大学院専任教員、法科大学院の修了学年に在学中の学生、法科大学院を修了し、新司法試験受験中の者、新司法試験を経て弁護士となった者、旧司法試験を経て弁護士となった者）及び国民を対象とした意識調査を実施し、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革の効果などについて、把握・分析した。

意識調査の対象者等は下表のとおりである。

図表 本意識調査に対する回答者数

(単位：人、%)

区 分		対象者数 (a)	回答者数 (b)	回収率 (b/a)
調査対象全体		-	5,117	-
法曹関係者合計(①～⑤)		11,296	2,116	18.7
内 訳	① 法科大学院専任教員	1,211	200	16.5
	② 法科大学院の修了学年に在学中の学生	2,885	220	7.6
	③ 法科大学院を修了し、新司法試験受験中の者	1,200	123	10.3
	④ 新司法試験を経て弁護士となった者	3,000	821	27.4
	⑤ 旧司法試験を経て弁護士となった者	3,000	752	25.1
	⑥ 国民	-	3,001	-

(注) 1 回収率は、小数点第2位以下を四捨五入している。

2 対象者数については、次のとおりである。

① 法科大学院専任教員：全74法科大学院のうち、本調査への協力を得た61法科大学院の専任教員1,211人(調査時点)

② 法科大学院の修了学年に在学中の学生：全74法科大学院のうち、本調査への協力を得た61法科大学院の修了学年に在学中の学生2,885人(調査時点)

③ 法科大学院を修了し、新司法試験受験中の者：全74法科大学院のうち、本調査への協力を得た61法科大学院について、基本的に一校当たり20人を抽出。ただし、一部の法科大学院については、その規模等により、一校当たり最少4人から最大30人を抽出

④ 新司法試験を経て弁護士となった者：平成23年8月23日時点で弁護士登録をしている新60期～63期の者から、修習期別の人数及び弁護士会別の登録数の比に応じ、3,000人をランダムに抽出

⑤ 旧司法試験を経て弁護士となった者：平成23年8月23日時点で弁護士登録をしている旧33期～59期及び現行60期～63期の者から、修習期別の人数及び弁護士会別の登録数の比に応じ、3,000人をランダムに抽出

3 国民については、調査会社のモニター登録者(201万6,282人)から、住民基本台帳の人口構成比に基づき、i)性別、ii)年齢(10歳ごと)、iii)地域ブロック、iv)居住地(県庁所在地等及びそれ以外)を組み合わせた条件の下で、合計3,000人まで達するように、回答を募ったものである。

6 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

(1) 政策評価・独立行政法人評価委員会(政策評価分科会)

本政策評価の企画立案及び政策評価書の取りまとめに当たって、次のとおり、政策評価・独立行政法人評価委員会の下に置かれる政策評価分科会の審議に付し、本政策評価の全般に係る意見等を得た。

① 平成22年12月27日：法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会報告書の概要の説明

② 平成23年2月28日：政策評価実施計画の説明

③ 平成24年3月14日：取りまとめの方向性の説明

なお、上記分科会の議事要旨及び議事録については、総務省ホームページに公

表している。(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/dokuritu_n/hyoukaiinkai.html)

(2) 法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会

本政策評価の実施に当たって、法務省及び文部科学省の法曹養成制度に関する検討状況を踏まえつつ、法科大学院（法曹養成制度）の在り方をめぐるこれまでの経緯や各方面の指摘・課題等を把握・分析し、本政策評価の調査・評価の在り方、方法等を検討するため、有識者等の参加を得て「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会」を開催した（8回開催）。

なお、上記研究会の議事要旨、議事録及び報告書等については、総務省ホームページにおいて公表している。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/houkadaigakuin/index.html)

7 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した実地調査及び意識調査の結果のほか、主として次の資料を使用した。

- ① 法務省、文部科学省、最高裁判所及び日弁連等のホームページに掲載された法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策の概要や統計データ等
- ② 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（平成21年4月17日）
- ③ 法曹養成制度に関する検討ワーキングチームの「検討結果（取りまとめ）」（平成22年7月6日）
- ④ 「弁護士白書」（日本弁護士連合会）
- ⑤ 「法曹養成対策室報」（日本弁護士連合会 法曹養成対策室）
- ⑥ 「会社法務部【第10次】実態調査の分析報告」（株式会社商事法務）